

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 条 例	ページ
○ 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例【総務局女性の輝く社会推進室男女共同参画推進課】	7
○ 北九州市宿泊税条例の一部を改正する条例【財政局税務部税制課】	8
○ 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例【市民文化スポーツ局地域・人づくり部生涯学習課】	9
○ 北九州市スポーツ施設条例の一部を改正する条例【市民文化スポーツ局スポーツ部スポーツ振興課】	13
○ 北九州市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例の一部を改正する条例【保健福祉局保健衛生部保健衛生課】	14
○ 北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例【子ども家庭局子育て支援部子育て支援課】	15
○ 北九州市農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部を改正する条例【産業経済局農林水産部農林課】	16
◇ 規 則	
○ 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則【総務局女性の輝く社会推進室男女共同参画推進課】	17
○ 北九州市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する規則の一部を改正する規則【保健福祉局保健衛生部保健衛生課】	18
◇ 公 告	
○ 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】	19
○ 特定調達契約の落札者の決定（2件）【技術監理局契約部契約課】	20
◇ 上下水道局	

- 排水設備指定工事店の指定の取消し【上下水道局下水道部下水道計画課】 2 2

◇ 交 通 局

- 一般競争入札による市有財産の売払い【交通局総務経営課】 2 3

◇ 教育委員会

- 北九州市立生涯学習センター規則の一部を改正する規則【市民文化スポーツ局地域・人づくり部生涯学習課】 2 6

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

勤労婦人センターを廃止することにしました。

この条例は、令和3年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市宿泊税条例の一部を改正する条例

国家戦略特別区域法の一部改正に伴い、条例において引用する同法の条項ずれを改めることにしました。

この条例は、令和2年10月13日から施行することにしました。

◇北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

1 北九州市立門司生涯学習センター分館及び北九州市立八幡東生涯学習センター分館に係る使用料を次のとおり設定することにしました。

各室 使用料	門司生涯学習センター 八幡東生涯学習センター	音楽室		1時間又は はその は数ごとに	410円		
		舞台ホール	A	1時間又は はその は数ごとに	1,870円		
			B	1時間又は はその は数ごとに	2,800円		
			C	1時間又は はその は数ごとに	3,740円		
体育 室使用料	門司生涯学習センター	専用		1時間又は はその は数ごとに	1,850円		
		共用	—		一般	高等学校の生徒	小学校及び 児童中学校の 生徒
			1人1回（2時間以内）		300円	150円	70円
			回数券（10枚つづり）	1人1回（2時間以内）	2,400円	1,200円	560円
	八幡東生涯学習センター	専用		1時間又は はその は数ごとに	1,120円		
		共用	—		一般	高等学校の生徒	小学校及び 児童中学校の 生徒
			1人1回（2時間以内）		300円	150円	70円
			回数券（10枚つづり）	1人1回（2時間以内）	2,400円	1,200円	560円
トレーニング室 使用料	門司生涯学習センター	共用		1人1回（2時間以内）	300円		
		回数券（10枚つづり）	1人1回（2時間以内）	2,400円			
器具 使用料	門司生涯学習センター	音楽室	ピアノ	1回	3,000円		

2 生涯学習センターについて、営利のための使用（専ら営利を目的とする使用を除く。）に係る各室使用料（舞台ホールの使用料を除く。）の額を、規

定使用料の額の50割に相当する額とすることにしました。
この条例は、令和3年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

北九州スタジアムの芝生保護材の使用料を次のとおり定めることにしました。

器具	芝生保護材	1枚	1日	100円
----	-------	----	----	------

この条例は、令和2年10月13日から施行することにしました。

◇北九州市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例の一部を改正する条例

国家戦略特別区域法の一部改正等に伴い、規定の整備を行うことにしました。

この条例は、令和2年10月13日から施行することにしました。

◇北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格に係る基準を変更し、放課後児童支援員になるために修了しなければならない研修に、中核市の長が行う研修を加えることにしました。

この条例は、令和2年10月13日から施行することにしました。

◇北九州市農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部を改正する条例

北九州市農業委員会の部会の委員の定数を次のとおり定めることにしました。

- (1) 北九州市農業委員会東部部会の委員 11人
- (2) 北九州市農業委員会西部部会の委員 8人

この条例は、令和2年10月13日から施行することにしました。

◇北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴い、勤労婦人センターに関する規定を削除することにしました。

この規則は、令和3年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する規則の一部を改正する規則

北九州市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例の一部改正に伴い、立入調査等に係る身分証明書の様式を削除することにしました。

この規則は、令和2年10月13日から施行することにしました。

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 1 0 月 1 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第 4 0 号

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年北九州市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の 2 第 2 項中「、障害者地域活動センター」を「及び障害者地域活動センター」に改め、「及び働く婦人の家」を削る。

別表第 1 の働く婦人の家の項及び別表第 2 の働く婦人の家の項を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の規定により発行された働く婦人の家の回数券で未使用のものについて、既に納付した使用料は、返還しない。

北九州市宿泊税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月13日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第41号

北九州市宿泊税条例の一部を改正する条例

北九州市宿泊税条例（令和元年北九州市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号イ中「第13条第4項」を「第13条第5項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月13日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第42号

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第3の2 社会教育関係の表の生涯学習センターの各室使用料の門司生涯学習センターの項中 「第1和室
第2和室」 を「和室A」に、「第1会議室
第2会議室」を「特別
音楽
会議室
第3会議室
第4会議室
第5会議室」に、「会議室
和室B」
に、「第3和室
第4和室」

各室使用料の項中

「

		1,800円	300円
--	--	--------	------

」を

「

		1,800円	300円
八幡東生涯学習センター	講堂 茶室 工芸室	1時間又はその端数ごとに	410円
	和室A 集会室	1時間又はその端数ごとに	120円
	和室B 調理室	1時間又はその端数ごとに	210円
舞台ホール	A	1時間又はその端数ごとに	1,870円
	B	1時間又はその端数ごとに	2,800円
	C	1時間又はその端数ごとに	3,740円

」

改め、同表の生涯学習センターの各室使用料の八幡西生涯学習総合センターの項、門司生涯学習センターの項及び小倉南生涯学習センターの項備考の欄中第4項を削り、第3項を第4項とし、同欄第2項各号列記以外の部分中「大ホール」の次に「及び舞台ホール」を加え、同項の次に次の1項を加える。

3 リハーサルのための大ホール及び舞台ホールの使用に係る使用料の額は、

Aの使用料（大ホールについては、使用時間の属する規定時間区分のAの使用料をいう。第8項において同じ。）の額の10割に相当する額とする。

別表第3の2 社会教育関係の表の生涯学習センターの各室使用料の八幡西生涯学習総合センターの項、門司生涯学習センターの項及び小倉南生涯学習センターの項備考の欄第6項中「大ホール」の次に「及び舞台ホール（舞台ホールの使用に当たり和室Aを使用する場合は、和室Aを含む。次項において同じ。）」を加え、同項を同欄第7項とし、同欄に次の1項を加える。

8 営利のための使用（専ら営利を目的とする使用を除く。）に係る各室使用料（舞台ホールの使用料を除く。）の額は、規定使用料（大ホールについては、Aの使用料）の額の50割に相当する額とする。

別表第3の2 社会教育関係の表の生涯学習センターの各室使用料の八幡西生涯学習総合センターの項、門司生涯学習センターの項及び小倉南生涯学習センターの項備考の欄第5項の次に次の1項を加える。

6 舞台ホールの使用に当たり和室Aを使用する場合における和室Aの使用料の額は、次の各号に掲げる舞台ホールの使用料の適用区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) Aの適用区分 規定使用料の額
- (2) Bの適用区分 規定使用料の額の15割に相当する額
- (3) Cの適用区分 規定使用料の額の20割に相当する額

別表第3の2 社会教育関係の表の生涯学習センターの各室使用料のその他の生涯学習センターの項中

「

講堂B	1時間又はその端数ごとに	270円	を
茶室	1時間又はその端数ごとに	410円	
工芸室	1時間又はその端数ごとに	410円	

」

「

講堂B	1時間又はその端数ごとに	270円	に
-----	--------------	------	---

」

改め、同項備考の欄第1項中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号を第4号とし、第7号を第5号とし、同欄に次の1項を加える。

3 営利のための使用（専ら営利を目的とする使用を除く。）に係る各室使用料の額は、規定使用料の額の50割に相当する額とする。

別表第3の2 社会教育関係の表の生涯学習センターの体育室使用料の八幡西生涯学習総合センターの共用の項中「小・中学校の児童及び生徒」を「小学校の児童及び中学校の生徒」に改め、同表の生涯学習センターの項中

		回数券 (10 枚つづ り)	1人1 回(3 時間以 内)	1,760円	1,200円	560円
--	--	-------------------------	-------------------------	--------	--------	------

を

		回数券 (10 枚つづ り)	1人1 回(3 時間以 内)	1,760円	1,200円	560円
門 司 生 涯 学 習 セ ン タ ー	専用			1時間又はそ の端数ごとに	1,850円	
	共用	—		一般	高等学校の生 徒	小学校の児童 及び中学校の 生徒
		1人1回(2時 間以内)		300円	150円	70円
		回数券 (10 枚つづ り)	1人1 回(2 時間以 内)	2,400円	1,200円	560円
八 幡 東 生 涯 学 習 セ ン タ ー	専用			1時間又はそ の端数ごとに	1,120円	
	共用	—		一般	高等学校の生 徒	小学校の児童 及び中学校の 生徒
		1人1回(2時 間以内)		300円	150円	70円
		回数券 (10 枚つづ り)	1人1 回(2 時間以 内)	2,400円	1,200円	560円
ト レ ー ニ ン グ 室 使 用 料	門 司 生 涯 学 習 セ ン タ ー	共用	1人1回(2時 間以内)	300円		
			回数券 (10 枚つづ り)	1人1 回(2 時間以 内)	2,400円	

に

改め、同表の生涯学習センターのテニスコート使用料の項中「小・中学校の児童及び生徒」を「小学校の児童及び中学校の生徒」に改め、同表の生涯学習センターの器具使用料の門司生涯学習センターの項中

第1 会 議 室 第 2	音響設備	1時間又はそ の端数ごとに	900円以内で教育委員会が 定める額
-----------------------------	------	------------------	-----------------------

を

会議室			
-----	--	--	--

特別会議室	音響設備	1時間又はその端数ごとに	900円以内で教育委員会が定める額
音楽室	ピアノ	1回	3,000円

改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第3の2 社会教育関係の表の生涯学習センターの項の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける生涯学習センターの使用に係る使用料について適用し、同日前に許可を受けた生涯学習センターの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

北九州市スポーツ施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月13日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第43号

北九州市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

北九州市スポーツ施設条例（平成20年北九州市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2の球技場・運動場の北九州スタジアム使用料の項中

「

	特別会議室9	1時間又はその端数ごとに	3,570円
--	--------	--------------	--------

」を

「

	特別会議室9	1時間又はその端数ごとに	3,570円	
器具	芝生保護材	1枚	1日	100円

」に

改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和２年１０月１３日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第４４号

北九州市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例
の一部を改正する条例

北九州市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例（平成２８年北九州市条例第５３号）の一部を次のように改正する。

第２条（見出しを含む。）中「第１２条第２号」を「第１３条第２号」に改める。

第３条中「第１３条第４項」を「第１３条第５項」に改め、「（以下「認定事業者」という。）」を削り、「の認定区域計画」を「に規定する認定区域計画」に、「第１２条第１号」を「第１３条第１号」に改める。

第４条を削る。

第５条第２項中「第１３条第５項」を「第１３条第６項」に改め、同条を第４条とし、第６条を第５条とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月13日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第45号

北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する
条例の一部を改正する条例

北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年北九州市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項各号列記以外の部分中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月13日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第46号

北九州市農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部を改正する条例

北九州市農業委員会の委員等の定数に関する条例（平成28年北九州市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第8条第2項」の次に「、第16条第5項」を加え、「及び農地利用最適化推進委員」を「、北九州市農業委員会東部部会（以下「東部部会」という。）及び北九州市農業委員会西部部会（以下「西部部会」という。）の委員並びに同法第17条第1項に規定する推進委員」に改める。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（東部部会及び西部部会の委員の定数）

第3条 農業委員会の東部部会の委員の定数は、11人とする。

2 農業委員会の西部部会の委員の定数は、8人とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年10月13日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第64号

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

	駐車場	午前7時30分から午後1時まで	
北九州市立東部 労働婦人センター	(1) 平日及び土曜日 午前9時から午後9時まで	(1) 月曜日（その日が休日に当たるときは、その翌日）	を
〃 西部 労働婦人センター	(2) 日曜日 午前9時から午後5時まで	(2) 休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日	

	駐車場	午前7時30分から午後1時まで	に
--	-----	-----------------	---

改める。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

北九州市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 1 0 月 1 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 6 5 号

北九州市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する規則
の一部を改正する規則

北九州市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する規則（平成 2 8 年北九州市規則第 8 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「。以下「条例」という。」を削る。

第 2 条を削り、第 3 条を第 2 条とし、第 4 条を第 3 条とする。

別記様式を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市公告第680号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和2年10月13日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市八幡西区町上津役西四丁目1937番2、2005番10、2005番16から2005番30まで及び2015番3	北九州市八幡西区則松一丁目4番5号 株式会社高翔 代表取締役 高松弘文
北九州市小倉南区八重洲町395番1、395番7、395番8、396番6及び396番9	北九州市小倉南区中吉田六丁目27番12号 有限会社ミツワ総研 取締役 松井克隆

北九州市公告第681号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和2年10月13日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び予定数量
白灯油（10月分） 28キロリットル
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市技術監理局契約部契約課
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日
令和2年9月24日
- 4 落札者の名称及び住所
高橋油脂工業株式会社
北九州市小倉北区赤坂五丁目6番30-1号
- 5 落札金額
1キロリットル当たりの金額4万7,200円に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和2年8月21日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市公告第682号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和2年10月13日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び予定数量
軽油（軽油引取税免税・10月分） 3万2,300リットル
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市技術監理局契約部契約課
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日
令和2年9月24日
- 4 落札者の名称及び住所
日吉化学工業株式会社
北九州市若松区藤ノ木三丁目2番39号
- 5 落札金額
1リットル当たりの金額102円90銭に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和2年8月21日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市上下水道局告示第35号

北九州市下水道条例施行規程（平成24年北九州市水道局管理規程第37号）第10条第1項第1号の規定により、次のとおり排水設備指定工事店の指定を取り消した。

令和2年10月13日

北九州市上下水道局長 中西満信

指定番号	工事店名 代表者	所在地	取消年月日
6081	株式会社千代田 小川奈保子	北九州市八幡西区 浅川学園台三丁目 24番4号	令和2年9月29日

北九州市交通局公告第34号

市有財産を一般競争入札により売り払うので、北九州市交通局契約規程（昭和39年北九州市交通局管理規程第5号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年10月13日

北九州市交通局長 池 上 修

1 売り払う物件

(1) 物件番号1

ア 所在地 若松区高須西一丁目14番101

イ 公簿地目 宅地

ウ 実測面積 869.63平方メートル

エ 最低売却価格 4,450万円

(2) 物件番号2

ア 所在地 八幡西区医生ヶ丘2番3ほか1筆

イ 公簿地目 宅地

ウ 実測面積 963.98平方メートル

エ 最低売却価格 8,001万円

2 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

北九州市若松区東小石町3番1号

北九州市交通局総務経営課

(2) 期間

この公告の日（以下「公告日」という。）から令和2年12月14日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで及び同月15日の午前8時30分から午後2時まで

3 入札の要領及び参加申請書を交付する場所及び期間

(1) 場所

北九州市若松区東小石町3番1号

北九州市交通局総務経営課

(2) 期間

公告日から令和2年10月19日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

4 入札の参加申請を受け付ける場所及び期間

(1) 場所

北九州市若松区東小石町3番1号
北九州市交通局総務経営課

(2) 期間

公告日から令和2年10月19日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の
毎日午前8時30分から午後5時15分まで

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札日時

ア 物件番号1 令和2年12月15日 午後2時
イ 物件番号2 令和2年12月15日 午後2時30分

(2) 開札日時

入札締切り後直ちに行う。

(3) 入札及び開札の場所

北九州市若松区東小石町3番1号
北九州市交通局4階42会議室

6 入札に参加することができる者の資格

次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。

(1) 北九州市が行う市有地売払いに関し、下記の事実があった後2年を経過していない者

ア 入札を取り消されたことがある者
イ 落札者として資格を取り消されたことがある者
ウ 先着順売払いの申込みを取り消されたことがある者
エ 正当な理由がなく契約を締結せず、又は履行しなかった者

(2) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者

ア 入札に係る物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
ウ 次のいずれかに該当する者

(ア) 法人でその役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

- (イ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用している者
- (ウ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (オ) 暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用している者

エ アからウまでに掲げる者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

- (4) その他契約規程の規定において準用する契約規則第2条の規定に該当する者

7 入札保証金

- (1) 1物件につき5万円とする。
- (2) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、北九州市交通局に帰属する。

8 入札の無効

契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

9 入札の中止

特別の事情がある場合は、入札を中止し、延期し、又は取り消すことがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、北九州市交通局は、補償の責めを負わない。

10 入札等に関する問合せ先

北九州市若松区東小石町3番1号

北九州市交通局総務経営課

電話 093-771-8401

FAX 093-771-8422

北九州市立生涯学習センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年10月13日

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会規則第21号

北九州市立生涯学習センター規則の一部を改正する規則

北九州市立生涯学習センター規則（平成15年北九州市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「各室」の次に「、体育室、トレーニング室、テニスコート」を、「器具」の次に「（以下「各室等」という。）」を加え、同条第2項中「及び市民ギャラリー」を「、市民ギャラリー及び舞台ホール」に改める。

第8条及び第9条中「各室及び器具」を「各室等」に改める。

第11条の表中

「

北九州市立小倉南生涯学習センター北方分館	北九州市小倉南区北方三丁目32番3号
----------------------	--------------------

を

「

北九州市立門司生涯学習センター大里分館	北九州市門司区下馬寄6番8号
北九州市立小倉南生涯学習センター北方分館	北九州市小倉南区北方三丁目32番3号
北九州市立八幡東生涯学習センター尾倉分館	北九州市八幡東区尾倉二丁目6番6号

に

改める。

別表第2の門司生涯学習センターの項中

「

第1会議室 第2会議室

を

「

特別会議室

に

改める。

別表第3の冷暖房設備の門司生涯学習センターの項中

「

第1会議室 第2会議室

を

「特別会議室」に、

その他の室	30分又はその端数ごとに	140円
-------	--------------	------

を

面積が50平方メートル未満のその他の室	30分又はその端数ごとに	70円
面積が50平方メートル以上のその他の室	30分又はその端数ごとに	140円

に

改める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第2の門司生涯学習センターの項及び別表第3の冷暖房設備の門司生涯学習センターの項の規定は、この規則の施行の日以後に許可を受ける使用に係る使用料について適用し、同日前に許可を受けた使用に係る使用料については、なお従前の例による。